

真駒内滝野霊園工事施工規則

この規則は、公益社団法人ふる里公苑（以下、当法人）が運営する真駒内滝野霊園（以下、当霊園という）での工事施工に関し、必要な事柄を定めるものです。この規則に定めのない事柄に関しては、『真駒内滝野霊園管理使用規定』を遵守する他、関連法令に基づく処置を常に講じてください。なお、この規則および当法人との各種約定に違反した場合は、別に定める罰則規定、関連法令に基づき、しかるべき処分を行います。

第1条 総則

1. 工事施工にあたり、当霊園管理者に別途定める書式で届け出をし、承認を得てください。
2. 工事施工を行う際は、墓参者の安全と供養行為への配慮に最大限努めてください。
3. 工事施工に際し、別途定める施設利用料を納入してください。なお、施設利用料をお客様より直接徴求することはできません。
4. 墓石の設計や彫刻に際しては、権利侵害（著作権、肖像権、特許権など）が無いように配慮をしてください。

第2条 施工従事者、工事車両、現場責任者の登録

1. 施工従事者、工事車両、現場責任者を、別に定める『施工従事者および工事車両登録申請書』にて年度毎に提出し登録してください。なお、登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出をしてください。
2. 工事車両は適法な車両を使用するとともに、当霊園が発行する『工事登録車証』を必ず掲示してください。『工事登録車証』を紛失または毀損した場合は、すみやかに当霊園へ届出のうえ、再発行を受けてください。
3. 現場責任者は作業員の健康管理、安全衛生の確保などに努めてください。

第3条 工事施工における必要書類など

1. 【工事前】 ※⑨～⑫は工事内容により異なります
年度毎に提出が必要な書類
 - ① 管理使用規定、工事施工規則、工事施工ガイドライン、その他各関連法令に関する『真駒内滝野霊園工事施工にかかわる誓約書』
 - ② 当法人で定めた施設利用料および支払い基準に関する覚書
 - ③ 社会保険、労働保険、工事保険に加入している証明書（写し可）
 - ④ 第2条に定める施工従事者および工事車両登録申請書
 - ⑤ 第2条に定める工事車両の車検証（写し可）都度提出が必要な書類
 - ⑥ 第5条に定める『施工実施届出書』
 - ⑦ 墓石建立契約書、墓石工事内訳書および図面
 - ⑧ 追加施工および改修補修受注伝票

- ⑨ 墓石修繕工事報告書
- ⑩ 墓所使用に関する特殊事項届出書
- 2. 【工事中】
 - ⑪ 第2条に定める工事登録車両証の車両への掲示
 - ⑫ 当法人が定める立会検査時の施工許可証の掲示
 - ⑬ 作業中は、所属会社・氏名を明記した名札などを着用
- 3. 【工事後】
 - ⑭ 工事施工墓所の施工前、施工完了後の写真を提出
 - ⑮ 工事完了引渡通知書の提出（都度）

第4条 工事施工が可能な墓所

1. 工事施工は、当霊園が墓所使用权を付与した使用許可墓所に限ります。

第5条 工事施工の実施届と許可

1. 工事を行う際は、工事開始日の前日16:00までに『施工実施届出書』を提出し、当霊園の許可を事前に得てください。

第6条 工事施工の禁止日

1. 土・日曜日、祝祭日および霊園が指定する特別体制期間などは、工事を行うことを禁止します。また、当霊園の開門時間外は工事を行うことはできません。ただし、当霊園から承認を得た場合や未造成区画に関しては、この限りではありません。

第7条 工事車両および重機の取扱

1. 工事車両および重機を運転の際は、当霊園で定めた標識や交通規制に従ってください。
2. 工事車両および重機は、資材などの過積載およびこれらが原因による事故の防止を図ってください。
3. 工事車両は、指定駐車帯に駐車してください。一車線道路は資材などの運搬時以外は駐車を禁止します。また、墓所入口への駐車や芝生への乗り上げは固く禁じます。
4. 資材の運搬、据付け作業において、工事車両および重機を使用する際は、舗装面や芝生の保護を目的として、接地面に衝撃吸収材などを使用してください。
5. 工事車両および重機を使用の際は、墓参者に対して常に安全な通路を確保してください。また、状況により、事故防止を図る目的として、セーフティコーンやバリケード、養生などを設置してください。

第8条 工事施工の留意点

1. 工事施工中に他の墓石や霊園設備に損害を与えた場合は、すみやかに当霊園へ報告してください。なお、この損害が配慮の不足などにより生じたものと霊園が判断した場合、修繕費用を負担していただきます。
2. 工事墓所付近において、墓参がある場合は、作業音などで墓参者に迷惑のかからないよう

留意してください。また、納骨や墓参などで読経中の場合は、読経が終わるまで音の出る作業を中断してください。

3. 当霊園の行事、修繕工事や除雪作業などの管理業務の事由により、一時的に工事を中断または工事車両を移動していただく場合があります。
4. 現地彫りは、別途定める特例の区画以外では禁止します。ただし、特例の区画以外でも別に定める『墓所使用に関する特殊事項届出書』で当霊園へ届出のうえ、承認を得た場合はこの限りではありません。
この場合、作業を実施できるのは開門時間～9:00まで、または16:00～閉門時間までとし、土・日曜日、祝祭日および霊園が指定する特別体制期間などは、工事を行うことはできません。
5. 工事施工に水を使用する際、備付けの墓参用バケツや水桶の使用はできません。資材や道具の洗浄を、所定の場所以外で行うことは禁止します。
6. 墓所を除雪の際は、他の墓石や霊園設備の破損を防止するため、金属製のスコップの使用は禁止します。
7. 工事に使用する資材や道具などは、他者に迷惑のかからないよう、工事施工中の墓所内に置き、通路や他の墓所などにおかないでください。また、作業を長時間中断する場合、または翌日に繰り越す場合は、資材や道具などを工事墓所内にまとめ、養生をしてください。なお、当霊園ではこれによる事故、盗難、破損などの責任は一切負いません。
8. 粉塵の出る作業や飛散する可能性がある材料を使用する際は、必ず付近の墓所、開粒、インターロッキングなどの養生をし、作業終了後は点検および清掃を行ってください。
9. 作業員の服装、行動、言動は墓参者に不快感を与えないように留意してください。
10. 休憩・喫煙などは、車内などの墓参客の妨げにならない場所で行ってください。
11. 工事で発生したゴミを当霊園内で廃棄・処分することを固く禁じます。
12. モルタル、残土、石廃材などは定められた方法で適切に処理をしてください。なお、当霊園内で不法投棄を発見した場合は、警察へ情報提供と通報をいたします。
13. 工事終了後は、必ず付近の墓所の清掃および舗装部分の水洗いをし、原状に復してください。
14. この規則に違反する行為、不審者または不審車両、天変地異による被害などを確認した場合、すみやかに当霊園へ連絡をしてください。

第9条 規則に定められていない事柄と規則の改正

1. この規則に定められていない事柄に関しては、都度、当霊園の指示を受けてください。
2. 『真駒内滝野霊園管理使用規定』や関連法令などの改正により、この規則に変更の必要がある事項が生じた場合は、当法人においてこの規則を変更することができます。

平成23年4月1日施行
平成24年8月20日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正

2020年4月24日
公益社団法人ふる里公苑
平成28年10月31日改正
2020年4月24日改正

公益社団法人ふる里公苑